

第8章 昭和34年意匠法の改正

第1節 背景

戦後再開した意匠登録出願は、年を追って増加し、昭和30年には戦前最高の出願件数である1万4,000件に達する。戦後の産業構造の変革を経た産業活動において意匠の意義が次第に評価され、対応策が進められたことによるものと見られる。

戦後輸出の再開とともに繊維、雑貨部門の生産は活発化し、これに伴う外国意匠との抵触問題が引き起こした意匠権尊重の気風の高揚があり、また、戦後の国際交流に基づく欧米文化の流入を契機として進められた新しい意匠に関する理念、すなわち「近代的産業意匠（Industrial Design）」の運動が展開され普及したことである。^(注1)

1 産業復興と工芸の産業化

第二次世界大戦の敗戦によって産業・経済に大きな打撃を受けた我が国は、早急に経済を回復することによって国民生活を安定させ、産業の基礎を固める必要があった。そのためには国内の資源を開発して各種の産業を活発化するとともに貿易の振興によって海外市場を獲得するなど、民間資本の蓄積、増大を図らなければならなかった。

政府は昭和21年、生活必需品の優良化と適正商品の量産化を図るため、特許標準局内に商品標準化委員会を設け、商品の標準化による原料資材の有効利用及び生活能率の向上を期すると同時に、国民生活の文化的合理的再建を目指したが、急には実効を上げるに至らなかった。^(注2)

戦後我が国の生産技術及び産業意匠への啓発の契機となったのは、欧米文化の直接的な流入であった。すなわち、昭和21年には進駐軍から住宅及び家具什器類など大量発注が行われ、設計と試作には工芸指導所が当たり、その生産には全国の有力工場が加わるという、我が国工業界にとって画期的な事業となり、量産方式の各種技術が修得された。^(注3)

一方、1950年代は「I・D栄光の時代」といわれ、戦後のデザインを代表する作品が欧米に次々に登場し、我が国にも紹介された。戦後の我が国の産業界はこのような国際的なデザインをかつてないほど急激に吸収しながら進行した。ここで特筆すべきことは、戦後の急速な発展を可能にした、戦後体制下の工芸設計家の存在である。これらの工芸設計家は戦時下の生産現場で技術を修得し、戦後の国際的交流の展開と自由経済体制のもとで、本来の能力を十分に活用する態勢に入ったのであった。^(注4)

(注1) 『特許庁年報』（昭和27年版）76頁、（昭和28年版）16頁、高田忠「意匠法とその改正点」（『発明』第56巻第11号、1959年）32頁

特許庁では発明奨励委員会の答申を受けて輸出貿易の促進、優秀意匠の奨励活用のため「第一回産業意匠展」（昭和24年）を開催するなど産業意匠の奨励に努めた。

(注2) 「商品標準化委員会」記事（『工芸ニュース』1946年1月）21頁

(注3) 『工芸ニュース』1946年1月「情報欄」

齋藤信治「進駐軍家族用家具生産の意義」（『工芸ニュース』1946年2月）2頁

(注4) 昭和22年、山脇巖、小杉二郎らによる「生産工芸研究所」設立を契機にこの種の設計事務所が次々と開設された。

2 意匠保護と通商政策

戦後の産業復興とともにデザイン活動が活発に展開するなかで、欧米デザインの模倣・盗用問題が発生した。^(注5) 終戦後の荒廃した産業を再興し、その体質を軍需から民需に切り替え、西欧の技術の急激な吸収によって技術水準が高まり、生産能力が増強されるにつれて、我が国も国際貿易の強力な一員として激しい国際競争に加わるようになったが、その中で輸出商品について国際的な意匠盗用問題を引き起こした。日本経済にとって貿易輸出の伸長は極めて重要な課題であり、戦後の通商政策は貿易の障害となるこの種の問題に早急に対処する必要があった。^(注6)

例えば昭和 23 年、英国のマンチェスター商工会議所から申入れのあった日本の輸出繊維意匠侵害があり、また昭和 26 年には輸出陶磁器の意匠が問題となっている。輸出品について当時日本の業界が海外に十分な調査網を持たず、バイヤーの注文どおりの意匠によって製品を製造したこともあり、意図的な模倣ではなかったとはいえ、結果的には外国製品の意匠を盗用することとなっている。その背景には、欧米と異なって無体財産として他人の創作したものを尊重しなければならないという認識に欠けるものがあったということができよう。

3 工芸意匠の創作権確立運動と意匠法改正

産業構造の転換による自由経済のもとで、民需品の大量生産時代の入口に立った工芸設計家は「科学的合理性と芸術的豊潤性を日常生活万般にとり入れて、快適な生活を出来るだけ経済的に営もうとする」^(注7) 現代人の要求に応えるところの近代的なインダストリアルデザイナーの道を歩み始めた。しかし一方で企業ベースにおいてはその製品はいまだに旧態依然たるものがあり、製品は粗悪で特に欧米を対象としたものは「往年の濱物以下の低劣品」であり「戦時中もそうであった如く、余りに安価に便乗する傾向、これが終戦後再び非常な権力をもって〔・・・〕製品の生産と販売の方面に現れつつあった」^(注8) という状況であった。このような反省に基づき、昭和 21 年に早くも産業意匠権の確立運動がみられた。この年日本工芸協会が設立され、産業としての工芸の振興方策に関する工芸創作権の確立と保護に関する請願を貴族院に対して行い、採決された。工芸学会もまたこの問題に関し世論の喚起に努め、図案家及び図案の保護を提唱した。

そして昭和 22 年 4 月には、勅令第 5 号発明奨励委員会官制に基づいて設置された発明奨励委員会第 6 部会に対して、商工大臣から「輸出貿易の促進を図るための優秀意匠の奨励及活用方策如何」という諮問がなされ、その答申において意匠の創作権保護に関し、現行意匠法の改正及び民間団体による意匠権保護に関する運動と実践を提案した。

この提案における意匠法改正には、意匠法の保護対象につき、その内容を「近代的産業意匠」とすることを要望している。^(注9)

(注5) 高田忠「意匠の模倣盗用とその対策」(上)『特許管理』第8巻第7号、1958年) 11頁

(注6) デザイン模倣問題は、我が国の国際信用の低下とともに不正競争として仕向国における輸入制限や、関税引上げの要因の一つにされた。

「輸出貿易管理令」による規制(昭和26年)、「輸出入取引法」の制定(昭和28年)はこのような対応から生まれた。また、業界の自主規制を目指して、日本繊維意匠センター(昭和30年3月)、日本陶磁器意匠センター(昭和31年7月)などの設立が続いた。

(注7) 「現代の要求する工芸」『工芸ニュース』1947年6月) 1頁

(注8) 齋藤信二「工芸産業の再建」『工芸ニュース』1946年6月) 1頁

(注9) 齋藤信二「工芸創作権の確立と意匠法の改正に就て」『工芸ニュース』1947年11月) 5頁(著者は発明奨励委員会第6部会長)。

発明奨励委員会第6部の具体案については「優秀意匠の奨励活用による輸出貿易の振興方策」『工芸ニュース』1948年5月) 29頁

第2節 工業所有権制度改正審議会の設置

工業所有権四法は、大正 10 年の全面改正以来抜本的な改正を経ることなく戦後を迎えたために実態に合わない規定も生じてきたばかりでなく、戦後の急速な産業・経済の変革にも対応できなくなってきた。

政府は昭和 24 年 12 月、閣議において、工業所有権制度について根本的に検討することを申し合せ、それによって昭和 25 年 4 月特許庁内に工業所有権制度改正調査審議室を設け、室長以下事務官 6 名を置き、内外工業所有権制度について調査研究を行うとともに、通商産業大臣の諮問機関として「工業所有権制度改正調査審議会」を設けることになった。

審議会については昭和 24 年 12 月閣議で申し合せた処に基いて昭和 25 年 7 月 31 日通産省の省議において「工業所有権制度改正調査審議会の設置について」^(注10)を決定した。

第一回工業所有権制度改正調査審議会（後に工業所有権制度改正審議会と改称）総会は昭和 25 年 11 月 16 日に開催され、そして各部会は、四法に共通する問題を扱う一般部会が同年 11 月 30 日、特許法・実用新案法・意匠法に関する問題を扱う特許部会が同年 12 月 1 日、商標部会が同年 12 月 2 日にそれぞれ第 1 回部会を開催した。

なお、昭和 25 年 11 月 16 日工業所有権制度改正調査審議会第 1 回総会で久保特許庁長官は、工業所有権制度の改正の必要性について次のように述べている。

「そもそも吾国工業所有権制度は先進欧米諸外国の制度の優れた点を取り入れ又数々の改正で外国のそれよりは相当完全に近いものと言うことが出来ると思うのでありますが、何分工業所有権そのものが比較的新しく出来た権利であり、又工業所有権制度も未発達で未熟なものでありその研究も未だ充分とは言えない状態にある一方、現実の産業界とは密接な関係がありますので、理論上にも實際上にも時の経過と共に常に問題が生じてくるのでありまして、この為諸外国に於ても工業所有権制度について不断に研究と改善が進められている現状であります。例えばイギリスに於てもアメリカに於ても戦後工業所有権制度の改正が行われているのであります。吾国に於きましても、その場その場の必要に迫られた糊塗的な補修的な改正の外に根本的な立場からの大改正の必要が痛感せられるわけで御座います、此の点についてはGHQとの諸般の接衝に於ても感ぜられ、又その示唆もうけている次第であります。〔・・・〕審議会に於ける審議方法につきましては後程皆様方の御意見を承わりたいと存じますが私といたしましては特にその範囲を最初から限定するようなことはせず、広く制度改正を行うことの可否やその方針等根本的な事項をも

(注10) 「工業所有権制度改正調査審議会の設置について

一 審議会設置の趣旨

近代産業経済機構において工業所有権の占める意義の重要性から観て、わが国産業経済の復興および発展を推進するためには、産業経済の実態に即した実効ある工業所有権制度の確立を図る必要がある。しかるに現行工業所有権制度は大正十年特許法等の改正以来殆んど改正を経ることなくして今日に至っているがこの間において産業経済界は相当の変革を来し、特に最近における内外情勢は非常な推移を来している、これらの事態に鑑みて、関係法令を、その制度及び運用の両面から調査し、かつ、諸外国の現行制度と対比しつつ再検討をする必要がある、広く各方面の意見を徴するため、工業所有権制度改正調査審議会を設置して必要な調査研究を行うこととする。

二 審議会の組織および運営方針

- 1 工業所有権制度改正調査審議会（以下「審議会」という）は、通商産業大臣の諮問機関とし、通商産業大臣を会長として、委員 35 名以内で組織する。
- 2 委員は、関係行政機関の職員および学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が委嘱する。
- 3 専門的な事項を審議するため専門委員を置くこととする。専門委員は、必要に応じて、関係行政機関の職員および専門的な学識経験のある者のうちから通商産業大臣が委嘱する。
- 4 審議会に部会を置き、部会は、差し限り一般部会、特許部会および商標部会の三部会とし、それぞれ委員、臨時委員および専門委員で組織する」

含んで自由に審議を進める様御願ひしたと思っています」^(注11)

第3節 特許部会における審議

特許部会は、大貝晴彦 元特許庁長官を部会長として昭和 25 年 12 月 1 日から昭和 32 年 7 月 25 日まで 6 年半の間に計 148 回開かれた。

特許部会における意匠法に関する審議は、最終的に特許部会答申の意匠法関係としてまとめられた。審議の概略は次のとおりである。

1 「意匠法の改正に関して問題となるべき事項」の作成

まず最初に特許法、実用新案法と同様に、昭和 3 年及び昭和 14 年の改正審議の際問題とされた事項と、弁理士会及び重陽会等の各関係方面からよせられた問題点^(注12)をまとめ、これに基づいて審議が行われ、それらの問題点の趣旨を検討して採用するか否かの検討を行った。そして問題点を取捨選択し計 21 項目を挙げ、「意匠法の改正に関して問題となるべき事項」としてまとめ、これに基づいて審議を行った。その内容は次のとおりである。

一．意匠の対象について

- イ．意匠法に於ける「工業的考案」の意義を明確にすること。それは実用の観念を要素とするか
- ロ．美術的考案（美術品）と工業的考案（意匠）との区別を明瞭にすること
- ハ．実用新案法及び意匠法の「物品」は別個の意義を有するか
- 二．意匠法第 1 条中「物品」なる語は「モノ」に改めて不動産をも包含するよう明示すること
- ホ．液体、粉末についても色彩を認める可否
- ヘ．物品の一部に関する意匠を認めること
- ト．天然物を利用する考案が新規な場合は意匠を構成するものとして保護すべきか
- チ．物品から離れた抽象的な意匠的考案（例えばのしめ模様、水玉模様のような形象）を保護することの可否
- ワ．意匠法第 1 条に文字を加えること
- ヌ．組の意匠の取扱い及び効力について（物品が組になっている場合及び意匠が組になっている場合）
- ル．動的意匠（例えばビックリ箱）を意匠に包含させることの可否、又はこれを実用新案として保護すべきか

二．商品の指定及類別

- イ．類別を廃止すること

^(注11) 『工業所有権制度改正調査審議会第一回総会会議録』

^(注12) 以下の各関係方面からの意見があつめられている。

昭和 3 年	局内改正会議
昭和 15 年	京都発明協会
同上	意匠、審判
〃	弁理士会
〃	商標
〃	大垣商工会議所
〃	大連商工会議所
昭和 17 年	重陽会

ロ. 第 16 条の分割移転の規定はこれを削除すること

三. 意匠権

イ. 無審査主義を採用すること

ロ. 出願公告制度を設け、特許法と同様の仮保護を興えること

ハ. 意匠権と著作権が抵触する場合の効力について

ニ. 指定した商品以外の商品に登録意匠を応用した場合にも意匠権侵害とみなすこと（意匠の類似的範囲を拡げること）

ホ. 意匠権の存続期間及びその起算日を検討する

四. 類似意匠

イ. 類似意匠を廃止すること（第 3 条第 2 項を削除する）

ロ. 第 8 条第 3 項の「合体」の文字の意義を明にすること

五. 秘密意匠

イ. 第 6 条を削除することの可否

この問題事項をみると、従来の制度の再検討と、従来の制度になかった点とについての検討が行われており、かなり広範囲に制度改正に取り組む姿勢がみられるが、問題点の抽出方法からの当然の帰結として、その内容が、昭和 3 年の改正会議での議論と重複するものであったことも明らかである。

2 「工業所有権制度改正に関する措置事項」の作成^(注13)

前記の問題事項ごとに審議は進められ、昭和 27 年 4 月に、工業所有権制度改正調査審議室は、今までに審議会で審議された事項をまとめ「工業所有権制度改正に関する措置事項」を作成した。これは、『問題とその趣旨』、『審議会における意見』、及び『今後の処理方法』から成るもので、この『今後の処理方法』に基づいて、意匠法改正特別委員会における審議、意匠課及び審判部における審査実務の調査研究、工業所有権制度改正調査審議室における外国意匠制度の研究、他官庁及び業界の意見徴収等が開始されることとなる。

3 「意匠法改正特別委員会」

意匠法改正特別委員会は、特許部会の付属機関として設けられ、特別に各方面の専門家を集めての専門的な審議が行われた。すなわち 9 名の専門家^(注14)に委嘱し、特許部会で一通り検討された問題について、実際面よりの改正意見を聴取することを眼目とし、昭和 27 年 9 月 11 日第 1 回委員会より、昭和 28 年 3 月 2 日第 10 回委員会まで開催された。

この委員会においては、特に存続期間を如何にするか、出願と同時に仮保護を与えることの可否、

(注13) 「工業所有権制度改正審議会意匠関係資料」昭和 26 年 1 月 16 日～昭和 31 年 11 月 19 日（工業所有権参考資料センター）

(注14) 意匠法改正特別委員会

専門委員	日本織物染色同業会会長	大西 太郎兵衛
〃	株式会社三越取締役	金子 忠 夫
〃	日本織物染色同業会意匠委員長	久保田 貫 一
〃	輸出金属玩具工業協同組合理事長	齋 藤 晴 弘
〃	輸出アンチモニー工業協同組合理事長	篠 原 金 作
〃	日本陶器株式会社商品部長	武 間 之 男
〃	弁理士	高 橋 登
〃	〃	豊 田 時次郎
〃	工業技術院産業工芸試験所意匠部長	豊 口 克 平
		以上 九名

著作権との調整規定の設置の可否等が検討され、その結果が「意匠法改正特別委員会報告書」^(注15)にまとめられた。

4 「意匠法改正要綱大綱」

特許部会では、「意匠法改正特別委員会報告書」及び諸外国の意匠制度の調査研究報告、等をもとに「意匠法改正要綱大綱」^(注16)が決定され、これに基づいて、「意匠法改正要綱案」作成のための審議が重ねられ、特許部会答申が作成された。

第4節 工業所有権制度改正審議会の答申

工業所有権制度改正審議会は、昭和25年11月から6年以上の歳月をかけた審議を終え、昭和31年(1956)12月21日の総会で答申を決定して通商産業大臣に提出した。

答申は、特許部会関係(特許法関係、実用新案法関係、意匠法関係)44項目及び付記3項目、商標部会関係23項目及び付記、及び一般部会関係14項目及び付記からなっている。このうち意匠法関係の答申は14項目からなっておりその内容は次のとおりである。^(注17)

第1 意匠登録を受ける要件を次のように改正する。

- (1) 第1条を改正し、物品の形状、模様若しくは色彩又はそれらの結合に係る新規かつ独創的な意匠の工業的考案をなした者は、その物品の意匠について意匠の登録を受けることができる旨規定する。
- (2) 意匠の独創的とは、意匠登録出願前その意匠に関し通常の知識を有する者が、容易に考案することができないことをいう。
- (3) 技術的効果のみを有する物品の形状、模様若しくは色彩又はそれらの結合は意匠ではない旨を定義する。
- (4) 第3条第1項第2号から「容易に実施することを得べき程度に於て」^(注18)を削除する。

第2 新規性喪失の例外事由として次のような規定を設ける。

(注15) 「工業所有権制度改正審議会意匠関係資料」昭和26年1月16日～昭和31年11月19日(工業所有権参考資料センター)

(注16) 意匠法改正要綱大綱

① 意匠の保護の強化

(1) 意匠権の保護を強化すること

(a) 登録請求範囲の意匠考案の要部を明らかにすること

(b) 意匠の考案力に関する規定を設けること

(2) 類似意匠制度を強化、明確化すること

(3) 組の意匠の効力を強化すること

(4) 登録意匠の対象となるものの範囲を拡大すること

(5) 意匠権の時間的効力を強化すること

② 意匠法の法域を明らかにすること

(1) 著作権と意匠権の抵触をどうするか

(2) その他

③ 法制を明確化すること

(1) 類別をどうするか

(2) 分割移転の規定をどうするか

(3) 秘密意匠制度をどうするか

(4) 特許法とあわせるものについて

(注17) 「工業所有権制度改正審議会答申について」(『発明』第54巻第2号、1957年)113頁

(注18) 大正10年法のこの文言は、改正案の第1条で「新規かつ独創的な意匠」という要件によって満たされるので不要という説と、仮に「容易に実施することを得べき程度に於て」を「独創的」とは異なる意味であるとして残すとしても、それなら第1号にもその文言を残すべきである。しかし第1号に明記していない以上、第2号だけに明記することはないというものである。

(1) 本人の行為により、又はその者の意に反して新規性を喪失するに至った場合、その日から 6 か月以内にその者が出願したときは、その意匠を新規なものとみなす。

(2) この規定の適用を受けるときは、願書にその旨を明示する必要がある。

第 3 意匠考案の特徴を明らかにさせるため次のような規定を設ける。

出願人は願書に意匠の特徴を明記しなければならない。

第 4 類似意匠について新しく次のような規定を設ける。

(1) 類似意匠のみに類似し、原意匠に類似しないものは、類似意匠として登録しない。

(2) 原意匠の登録が無効になったときは、類似意匠の登録を無効とする。

第 5 第 5 条に規定する類別を廃し、意匠登録出願人は、その意匠を現すべき一個の物品を指定しなければならない。

第 6 組の物品に係る意匠について新しく次のような規定を設ける。

(1) 次のような場合は組の物品の指定ができる。

(イ) 組の物品に同一又は類似の意匠を施した場合。

(ロ) 組の物品に関連性のある意匠を施したことにより組全体として一意匠と認められる場合。

(2) 組の物品とは、慣習上組として販売され、かつ同時に使用される 2 個以上の物品をいう。

(3) (1) の (イ) の場合

(イ) 組を構成する個々の物品について登録要件を審査し、そのうちある物品に不登録事由があれば組の物品全体としての登録を拒絶する。

(ロ) 組を構成する物品のうち、ある物品について登録無効理由があるときは、組の物品全体としての登録を無効とする。

(ハ) 第 8 条第 2 項及び第 26 条に規定する「登録意匠に係る物品」とは組を構成する個々の物品をいうものとする。

(4) (1) の (ロ) の場合、組の物品全体を一個の物品とみなす。

第 7 出願変更の制度について次のように改正する。

実用新案登録出願が意匠登録出願に変更されたときは、もとの出願は取り下げられたものとみなす。

第 8 意匠考案相互の利用関係の記載について次のような趣旨の規定を設ける。

(1) 意匠登録出願に係る意匠考案と他の登録意匠との利用関係についての説明につき、補充又は訂正の指示に応じない場合の審査官による参考意見の公報掲載。

(2) 前項の参考意見は裁判又は審判の審理においては拘束力を有しない。

第 9 意匠権の存続期間について次のように改正する。

意匠権の存続期間は登録出願の日から 15 年をもって終了する。

第 10 意匠権の効力の発生時期について次のように改正する。

(1) 意匠の登録出願があった場合、出願の時から意匠権の効力が生じたものとみなす。ただし、その意匠が登録されなかった場合又は登録後無効となった場合は、その効力は初めから生じなかったものとする。

(2) (1) の場合、登録前は訴権を行使できない。

第 11 意匠権が特許権と抵触する場合又は登録意匠が特許発明を利用することを必要とする場合について規定することとし、第 8 条第 4 項に「特許権」「特許発明」及び「特許権者」を加える。

第 12 意匠権が著作権と抵触する場合について次のような規定を設ける。

意匠権がその登録出願の日前に発生した著作権と抵触する場合には、意匠権者は著作権者の許諾を受けなければ、その意匠を実施することができない。

第 13 分割移転を認めないこととし、第 16 条の規定を削除する。

第 14 その他特許法関係答申の準用。

第 5 節 特許庁、内閣法制局等における立法作業

この答申を受けて特許庁は、立案作業を開始し、庁内、省内の審議、法制局審議さらに自由民主党の政務調査会商工部会の特許法等改正調査小委員会での審議などを経たうえ、昭和 34 年（1959）2 月に法案を国会に提出した。

国会に提出された特許法案は審議会の答申に基づいて作成されたものであるが、このほかに特許庁内の立案過程で、法制局審議の過程で新しく改正すべきであるとした点などが付け加わったほか、自由民主党の特許法等改正調査委員会の意見に基づく改正などがあった。

第 6 節 国会審議

1 参議院における審議

特許法案、特許法施行法案、実用新案法案、実用新案法施行法案、意匠法案及び意匠法施行法案は、昭和 34 年 2 月 2 日、第 31 回国会参議院商工委員会に付託され、同年同月 10 日意匠法の審議に入った。

意匠法案は、本文が 8 章 77 条からなるもので、

① 参議院での提案理由及び改正の要点の説明は次のとおりである。^(注19)

（a）提案理由

「意匠の産業上に占める役割がますます重要なものとなって参りましたので産業界における要請、社会経済情勢の変化等をも勘案し、現行制度の根本的整備改善をはかり意匠の進歩発展をさらに促進しようと考え工業所有権改正審議会の答申を基礎に本法律案を作成した」^(注20)

（b）改正の主要点

- （1）新規性判断の基準を外国における公知及び外国において頒布された刊行物の記載にまで拡大したこと。
- （2）販売、展示等の行為を新規性喪失の例外事由としたこと。
- （3）意匠権の存続期間を登録の日から 15 年としたこと。
- （4）その他手続に関し特許法案に準じ改正したこと。

② 参議院における審議では次の点につき修正し議決した。^(注21)

（a）「意匠許可」を「意匠登録」に改め、その他これに関連して許可を登録と改める。

（b）第 19 条中「特許法第 48 条（審査官の除斥）」を「特許法第 47 条第 2 項（審査官の資格）、第 48 条（審査官の除斥）」に改める。

^(注19) 『第 31 回国会参議院商工委員会会議録』第 7 号（昭和 34 年 2 月 10 日）3 頁

^(注20) 同上書 3 頁

^(注21) 『第 31 回国会参議院商工委員会会議録』第 33 号（昭和 34 年 3 月 20 日）4 頁

- (c) 第 25 条中「解釈」を「判定」に改め、同条第 2 項中「3 名以下」を「3 名」に改め、同条に次の 1 項を加える。「3, 前項に規定するもののほか判定に関する手続は政令で定める。」
- (d) 第 33 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に新たに 1 項を加える。

2 衆議院における審議

意匠法案は、昭和 34 年 3 月 13 日衆議院に送付され、同年 3 月 17 日の商工委員会に付託された。参議院における提案理由及び概要説明と同趣旨の説明のあと、審議が行われた。衆議院の審議においては法案に基本的な修正を加えるということにはなかったが、法の運用に関してゴムぐつの底のデザインの意匠登録につき業者間で先使用及び公知公用問題にからんで生じた事件などの質疑が行われている。^(注22) こうして衆議院においても参議院の修正案どおり採決が行われ、審査、審判の促進に関する附帯決議とともに、昭和 34 年 3 月 28 日、衆議院本会議において可決成立した。

第 7 節 昭和 34 年意匠法の主な内容

昭和 34 年意匠法の特徴をまず構成の面からみると、近時の諸立法例に倣い、最初の総則に目的、定義規定を設け、その後に出願、審査、登録等について規定するというように、原則として条文の配置を意匠の創作者の権利が形成される経過に従うようにし、全体を平明に理解できるよう配慮している。

1 目的規定の創設（第 1 条）

「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする」とした。

初期の法案では、「産業の発達及び国民の生活文化の向上に寄与する」^(注23) とし、戦後、意匠登録出願を再開するに至った理由として挙げた「産業の発展」に加えて「文化の向上に資する」点をうたう新しい姿勢がみられたが最終案には入らなかった。

2 意匠の定義規定（第 2 条）と意匠の登録要件の規定（第 3 条）について

意匠とは「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」とした。

本条は、旧法の第 1 条の意匠登録の目的物及び登録請求権者に関する規定^(注24) の前段を、独立の条文としたものである。

一方、旧法の特許法第 1 条は、発明に関し何ら規定するところがなく、発明の観念については専らこれを学説の説く所に委ねていた。しかし、意匠法は第 1 条において意匠に関する定義的規定を掲げていたとされ^(注25)、また審査においても、「意匠法第一条ノ意匠ヲ構成スルモノト認メタルモノニ限

(注22) 『第 31 回国会参議院商工委員会会議録』第 33 号（昭和 34 年 3 月 20 日）4 頁

(注23) 「昭和 32 年 11 月 1 日意匠法案 通商産業省」〔荒玉文庫〕

（目的）第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、産業の発達及び国民の生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(注24) 専優美編著『学説判例工業所有権法総覧』990 頁

(注25) 同上掲

リ其ノ意匠ノ新規性アルヤ否ヤヲ審査スルコト」^(注26)とし、本条に基づき「意匠法第一条ノ意匠ヲ構成セスト認ムル場合」^(注27)について取り極めていることから、第1条が意匠の構成要件（定義）と登録要件の根拠条文であったといえる。

改正で、意匠の定義に関する規定が独立して明定されたのは、以下の特許法の改正趣旨と同様の理由からであろう。

すなわち、特許法では「改政法案に発明の定義に関する条文を入れましたのは、特許法上の基本概念であるだけに実務上も争いが生ずることが少なく、幾分なりともこれを明確にすることは権利の付与を受ける者にとりまして、あるいはその独占権の制約をうける一般の第三者にとりましても意義あることと考え」^(注28)、「学説判例のうちには、特許要件と発明の構成要件とを混同していると思われるものもありますが、改政法案におきましては、新規性、進歩性あるいは産業上の利用可能性の問題はあくまで特許要件と考え、発明の内容とは別のこととした。」^(注29)わけである。

ところで、意匠法では意匠の工業性について、構成要件か登録要件かについて説がわかれているが、初期の法案では「工業的に製造することができる物品の形状、模様若しくは色彩又はそれらの結合をいう」と定義されていたが、「工業的に製造することができる」という表現は登録要件であるとして定義からはずされ、第3条第1項柱書で「工業上利用することができる意匠」と規定されて登録要件としての位置づけに変更となった。

なお、旧法は、特許法、実用新案法、意匠法ともに第1条で「工業的」とあったが、改正では、特許法、実用新案法は「産業上」に改め、意匠は「工業上」として改めなかった。^(注30)

また、旧法では、審美的なことについてはなんら明文規定がなかったが、学説^(注31)及び審査取極^(注32)においては、審美的であることを要件と解しており、旧法の解釈、通説を明文化した規定といえる。参議院での審議では、この点に関し「結局、目に訴えて美感を生ずるようなものが意匠になるわけで

^(注26) 昭和26年6月集録意匠審査取極 意匠課 『昭和五年』取極

^(注27) 同上掲

意匠法第1条ノ意匠ヲ構成セスト認ムル場合

(イ) 装飾（美化）ノ欠缺

(ロ) 概念ノミノ請求（形状・模様・色彩ノ不特定ナル意匠）

(ハ) 構造ノ請求

(ニ) 配列ノ請求

(ホ) 物品ノ組合セ（組合セ文房具組合セ菓子ノ如キ）

(ヘ) 不動産ニ関スル意匠

^(注28) 織田季明「改正特許法案における5つの問題点」(『特許管理』第8巻第8号、1958年)2頁

^(注29) 同上掲

^(注30) 『第31回国会参議院議事録』第16号（昭和34年3月10日）10頁

○島清君、意匠許可の点について、井上さんにちょっとお尋ねしたいんですが、意匠許可の要件が、現行法では「工業的考案」であり改政法案では「工業上利用することかできる意匠」であるとなっておりますね。ところが特許法案や実用新案法案では、「工業的発明」という現行法を、「産業上利用することができる発明」に改めておるんですね。意匠法案だけ、もと通りにして「工業上」に限定しておる理由が何だかわからないような気がするんですが、その点を一つ御説明願えませんか。

○政府委員（井上尚一君）特許法、実用新案法におきましては、「工業的」という表現を現行法上としておるのでございますが、実際上は、農業あるいはマイニングの鉱業、あるいは水産業という上に、広く産業一般を包含するものとして解釈運用して参りましたので、今回の改正案では、これを明確にする意味で、「産業上」と直しましたこと、ただいま御指摘の通りでございますが、これと異なりまして、意匠につきましては、もっぱら工業的方法によって量産されるもの以外のものについて意匠が存在するという事例は考えられないわけでございますので、意匠につきましては、現行法通り「工業上」—これを「産業」と直しませんで、「工業」という文字を残した次第でございますが、農機具のデザインだとかいうような場合になりまして、これは農機具を作ること自体は、これは農業ではなく工業でございますので、そういう点から、やはり意匠につきましては、「工業上利用する」ということで、必要かつ十分ではないかと考えた次第であります。

^(注31) 吉原隆次著『意匠法詳論』304頁

村上小次郎著『四法要義』315頁

^(注32) 昭和26年6月集録意匠審査取極「物品ヲ装飾（美化）スルモノト認ムルニ足ラサルトキハ意匠ヲ構成セサルモノトシテ拒絶スルコト（意匠法第1条）（昭和五）」

ございます」^(注33)と説明している。

3 新規性の判断基準

新規性の判断基準に、「外国において公然知られている意匠」、「外国で頒布された刊行物に記載された意匠」も含めることとした。

昭和34年特許・実用新案法では、新規性の判断基準に、「外国で頒布された刊行物」を含むこととしたが、意匠法においては外国における公知まで含まなければ実益がないという意見から、外国公知及び刊行物にまで拡大し、この点について「国際的交通通信の著しい発達のためその新規性判断の地理的範囲を国内にのみ限ることもはや適当でなくなりました。特に意匠はその性質上外観を通じて観察できるために模倣、盗用ができるものでありますので、外国においてすでに実施されている意匠については新規性がないものとして権利を与えないように改める必要性は、特に強いものがあります」^(注34)と説明されている。

なお、旧法まで、特許・実用新案と同様に新規性の判断基準に「公然用キラレタルモノ」とあり、現行法法案では、公然実施をされた意匠^(注35)が規定されていたが、法制局審議で「意匠は外観で判断するため、公然実施すればすべて公知になる」^(注36)との理由で削除された。

4 創作性に関する規定（第3条第2項）の創設

意匠登録出願前に日本国内において広く知られた形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合（形態）に基づいて容易に創作されたものは登録を受けることができないとされた。

改正の主要望のひとつ「意匠権の保護の強化」^(注37)をうけて、登録される意匠の質の向上が求められ、考案力の問題が、特許・実用新案と同様に、インベンティブステップ（進歩性）に関するものを中心に議論された。

考案力そのものについては、旧法で、類似意匠の登録をするにあたっては「本意匠と同一類別内の同一又は類似の物品であること」^(注38)として物品の範囲を限定していたが、独立の意匠登録出願に係る意匠に関して「拒絶ノタメ意匠ヲ定ムル場合ニハ必スシモ類別ニ拘泥セサルコト」^(注39)としてその新規性の判断基準では、実態上類別を越え他の類別に属するものを引用する場合があった。だが、それはあくまでも類別を越えて存在する類似物品に限定されていて、非類似物品の意匠を模倣している場合には、新規性の喪失何如の判断基準に該当するものではなく、第1条の「意匠ノ工業的考案」の「考案力カナイモノニ該当スルトシテ拒絶スル」^(注40)との取扱いがされていた。このように大正10年法においても意匠に考案力を要することは当然^(注41)と考えられていたが、意匠における「考案力」の判断基準は、具体的には必ずしも明確にはなっていなかった。

特許・実用新案で、考案力の低いものが登録されるのを除く目的でインベンティブステップの導入

(注33) 『第31回国会参議院商工委員会会議録』第15号（昭和34年3月5日）17頁

(注34) 『第31回国会参議院商工委員会会議録』第7号（昭和34年2月10日）3頁

(注35) 「意匠法案関係資料昭和31年8月9日～昭和34年1月12日」

中『昭和33年4月15日意匠法案（第五読会）特許庁』（工業所有権参考資料センター図書番号37）

(注36) 「意匠法案関係資料昭和31年8月9日～昭和34年1月12日」（工業所有権参考資料センター図書番号37）

(注37) 意匠法改正要綱大綱

(注38) 意匠審査取極（昭和26年）

(注39) 同上

(注40) 同上

(注41) 蓼優美編著『学説判決工業所有権法覧』帝国地方行政学会 1003頁

が検討され、同様の趣旨で意匠でも検討されたが、意匠では、さらに「実用新案では、レベルが低く登録にならないものが意匠では登録になり弊害がある」^(注42)との意見に対応すべく、「独創的」であることに加えて、「技術的効果のみを有する物品の形状、模様若しくは色彩又はそれらの結合は意匠ではない旨を定義する」^(注43)ことも答申された。

答申の「独創的」という表現は、「特許法に倣って意匠法にもインベンティブステップの規定をおくことになっていたが、意匠の場合には進歩的という表現はそぐわないので、英米法の『オリジナル』、独法の『アイゲンチュームリッヒ』に倣って」、また「新しいデザインの考え方からすれば進歩性があるとしても良いが、まだ意匠には変化があるだけで進化というものはないという従来の考え方が残っているのでそれを考慮」^(注44)して用いる旨の説明が述べられており、この時のデザイン思潮に「インダストリアルデザイン」の新しい潮流がみとめられる。さらに、「特許の場合と異なり、意匠では現在の意匠の水準を抜いているということがいい難い、つまり特許の場合の技術水準にあたるものが、意匠ではつかみ難い」^(注45)とも説明されている。

法案の初期では^(注46)、考案力の判断基準は、現行法特許法第29条第2項、実用新案法第3条第2項と同様に、新規性の判断基準の「『公然知られた意匠』、『公然実施をされた意匠』、『刊行物に記載された意匠』」に基づいて、と、「公知意匠」を基準にしていた。そうすると意匠では外国公知まで含むことになり、考案力の基準としては大きすぎるのでは、との意見から、「日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」、すなわち「周知形態」に基づくものに修正された。

なお、現行意匠法第49条第3項は、前記の趣旨が残ったものと解せられる。^(注47)

5 新規性喪失の例外規定（第4条）を設けた

意匠登録を受ける者の意に反して、又はその者の行為に起因して新規性を失った意匠（展示、販売等により）については、新規性を喪失した日から6か月以内に出願すれば、新規性の条項には該当しないものとみなされることとなった。この点については「意匠は考案すれば何でも意匠許可出願をするものではございませんで、実際上は販売あるいは展示、見本を配る、そういうことによりまして、売れ行きを打診してみて、初めて一般の需要に適合するようなものについて権利をとろう、意匠登録の出願をしようということになるのが普通でございます」、しかし、従来はこの規定がないために新規性なしとして拒絶されていたが、「こういうやり方では意匠というものの実情に合わない、産業界の要

^(注42) 『第31回国会参議院商工委員会会議録第8号』2頁

^(注43) 「工業所有権制度改正審議会意匠関係資料昭和26年1月16日～昭和31年11月19日」中『特許部会第129回議事録』（工業所有権参考資料センター図書番号38）

^(注44) 「工業所有権制度改正審議会意匠関係資料昭和26年1月16日～昭和31年11月19日」中『特許部会第139回議事録』（工業所有権参考資料センター図書番号38）

^(注45) 同上

^(注46) 昭和34年1月頃の法律案（法制局第四説会）

（意匠許可の要件）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠許可を受けることができる。

- 一 意匠許可出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠許可出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠であつて、公然知られるおそれがあったもの
- 三 意匠許可出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠
- 四 前三号に掲げる意匠に類似する意匠

- 2 意匠許可出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が次に掲げるものに基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く）については、前項の規定にかかわらず、意匠許可を受けることができない

- 一 前項各号第1号から第3号に掲げる意匠
- 二 日本国内において広く知られた自然物、建造物又は著作物

^(注47) 昭和62年5月法律27号で削除となった。

請にこれはそぐわないということを考えまして、今般は意匠につきましては、意匠の許可出願前に販売、展示、見本頒布というような行為がございまして、そういう行為によって当該意匠が公知になりましても、六カ月以内に出願してくれば、この意匠はまだ新規性を喪失しない、依然として新規なものとして扱う、そういうように改正いたしたわけでございます」^(注48)と説明されている。また審議会の答申に付された説明においても「意匠の特殊な性格を勘案いたしまして、相当広く例外事由を認めることといたしました」として特許・実用新案との相違に触れている。なお、答申の際、次のような反対の意見も出された。「此の規定の中の『なした行為』という言葉、これが非常に大きな問題で、意匠を施した品物を他人に見せることも販売することも何から何まで含んで居ります。

つまり、自分としては意匠を秘密にしておこうと思っていたに拘らず、その人の意に反してそれが世間に知れてしまったという場合にこれを救済しようというだけでなく、特許法の改正で発明者の研究発表が新規性を損なわないことにするという考え方をもつと拡張して大びらに商売を初めてから出願しても結構だというようにしたわけです。こういう事になりましたのは、意匠部会で意匠に相当重点を置かなければならない商売をして居られるところの例えば陶器、織物、その他の業者の方を臨時に委員に加わって貰って色々と実情を伺ったところが、そういう業界では意匠を盗まれる心配が非常に多いということが一つ、それから、意匠を必ずしも盗むのではないが、例えば取引先或はバイヤーなんかを工場に案内して来て、沢山の意匠のサンプルを見せてアメリカのバイヤーはこれがよい、フランスのバイヤーはこれが欲しいというように沢山の中から選んで貰って、それから此の意匠の品物を何万個作る、あの意匠の物を何千ダース作るということで商売をするのが普通なのだそうです。従て商売が初まる前に沢山の意匠をその業者の作る色々な品物についてすべて出願して置くという事は仲々大変であるというのが、一つの理由であって、結局この規定の程度まで拵げておかなくては意匠の保護は完全には出来ないということで、こういうかなり飛躍のある規定ができ上がったわけですが、どうも私共から見ますと聊か蟲のいい話のような気がしました。」^(注49)

6 一意匠一出願（第7条）

旧法では、第5条で「意匠登録出願者ハ命令ノ定ムル類別内ニ於テ其ノ意匠ヲ現スヘキ物品ヲ指定スヘシ」と規定して出願に際し物品の指定を多数の物品を包含する一つの類別と、その類別内の物品を選択する旨を規定し、同一類別内の数物品を一出願でできる規定ではあったが、実際の運用では、一物品一出願主義が採られていて、類別指定の際、類別内全部の物品、または数物品について一意匠として出願することはできなかった。一方、類似意匠登録の際の類別指定、物品指定は、「本意匠と同一類別内の同一物品又は類似物品の関係にある場合にのみ認める」運用がなされていた。大正10年商標法は、一出願で一類別全部について商標権をとることができるのに対して、大正10年意匠法による類別は原則として物品の類似範囲の判定基準の外延を示すものであるが、事実上の物品の類似は類別には対応しないものであり、「取引の実情によって決定すべき」^(注50)であり、「また一物品一出願主義をとる以上、物品指定の幅を定めるという必要もないわけなので、法規上の存在意義はなく、廃止することになったわけである。外国法においても、法規上類別という制度のあるところはない」^(注51)という理由で廃止になり、代わって一意匠を特定してこれを一出願する規定にした。

^(注48) 『第31回国会衆議院商工委員会議録』第37号（昭和34年3月27日）17頁

^(注49) 『特許管理』1957（No. 11）「工業所有権改正審議会答申案の説明」井上一男

^(注50) 特許庁編『工業所有権制度改正審議会答申案説明書』（発明協会、1957年）61頁

^(注51) 同上書 61頁

ただし、「従来の類別が物品指定の中を定めるという点では有効であったことから出願及び審査の便宜のためのものとして存置すべき」であり、「一意匠とは何かにつき明確化する必要」もあって、類別は法的意味の全く異なる「通商産業省令で定める物品の区分」に衣替えし再構築された。

また、一意匠一出願の規定にともない旧法第 16 条（分割移転の条文）が削除された。旧法は、運用が前記述べたごとくであったから、数物品指定を前提とする分割移転は実際上行われておらず死文化していた。改正で一意匠一出願が明定されたことにともない旧法第 16 条は削除された。

7 組物の規定（第 8 条）

慣習上同時販売され、同時使用される二種以上の物品で、通商産業省令で定めたものにつき、組物全体として統一があれば一意匠として出願できることとした。

旧法の実務運用では、物品が二個以上の多物品からなるものであっても一組として通常相伴って使用されるか、又は販売されるもので、（イ）同一又は類似の意匠を施した場合、（ロ）関連性のある意匠を施したことにより組全体として一意匠と認められる場合は、一意匠として登録の対象となる取扱い^{（注52）}をしていたが、その場合の意匠権の効力について、組を構成する個々の物品の各々の意匠に生じるのか、すなわち、組の物品のうちの一つの物品の意匠を侵害された場合意匠権の効力が及ぶとするのか否か、また個々の物品の各々の意匠について登録要件の審査を要するのか否か等が、必ずしも明確化されてはいなかった。

特許部会では、陶磁器業界からの商慣行に基づく、物品を離れた抽象的模様の権利保護を求める姿勢が強く、組の物品について一出願を認めている英国意匠法に倣うことが要望され、前記（イ）の場合は、「組を構成する個々の物品について登録要件を審査し、そのうちある物品に不登録事由があれば組の物品全体として登録を拒絶する」とし、意匠権の効力の規定中に「その組の物品を構成する個々の物品」を含むことが答申され、初期の法案^{（注53）}にはその趣旨が盛りこまれたが、結局、この意匠権の効力の規定は削除された。当初「意匠の保護の強化」^{（注54）}のため「組の意匠の効力を強化すること」^{（注55）}を意図した新しい姿勢があったが、結局、法文上明記されていなかったが慣例にまかされていたものを明記したにすぎない形となった。

8 類似意匠制度（第 10 条）

従来、新規性の例外規定（旧法第 3 条第 2 項）であったものが、独立した条文（第 10 条）とされ、同時に類似意匠にのみ類似する意匠は類似意匠登録しないこととした。

類似意匠登録をどうするかの問題は部会当初より議論^{（注56）}が多く、廃止論と存置論があった。廃

（注52） 意匠審査取極（昭和 26 年）

（注53） 昭和 33 年 2 月 1 日意匠法案（第四読会）特許庁
（組物の意匠）

第 8 条 慣習上組物として販売され同時に使用される二種以上の物品であって通商産業省令で定めるもの（以下「組物」という。）を構成する物品の意匠は、次の各号の一に該当するときは、一意匠として意匠許可出願をすることかできる。

一 組物を構成する物品の意匠が組物全体として統一があるとき。
二 組物を構成する物品の模様及び色彩又は色彩が同一であり、又は相互に類似しているとき。

2 前項第 2 号の場合は、その組物を構成する物品の意匠が第 3 条、第 5 条及び次条第 1 項又は第 2 項の規定により意匠許可を受ける場合に限り、意匠許可を受けることができる。

（注54）「工業所有権制度改正審議会意匠関係資料昭和 26 年 1 月 16 日～昭和 31 年 11 月 19 日」中『意匠法改正大綱要綱』（工業所有権参考資料センター図書番号 38）

（注55） 同上掲

（注56）「工業所有権制度改正審議会意匠関係資料昭和 26 年 1 月 16 日～昭和 31 年 11 月 19 日」中『意匠法の改正に関し問題となるべき事項解説』（工業所有権参考資料センター図書番号 38）

止論の「意匠権の保護の範囲は類似の意匠をとらなくても、当然類似意匠に及ぶから無駄であること、及び原意匠権と合体することにより原意匠の権利範囲を不当に拡大し、権利関係を複雑にする」旨の主張は、存置論の「類似意匠の範囲は原意匠権の類似の範囲であるから権利侵害のときは押えられるとも考えられるが、権利範囲なら権利者に意匠権をとらせてやる方が保護が厚い（防護的機能）。又原意匠考案当時より改良すべき点がでたり顧客の需要、嗜好が変化した場合に原意匠を修正、改良を加えて使用する場合がある（流行による意匠の変遷）。この場合に同じモチーフの発展とみれば、いわば改良又は拡張発明の特許と同じ考え方が妥当する。のみならず意匠については発明とちがい、意匠が顧客の嗜好の変化をうけ易いこと、外見のみの変化で模倣され易いし又僅かな変更に加えて模倣され易いことなどからみて、このような小改良の必要はるかに多いと考えられる。よってこのような場合類似意匠制度は極めて有効な権利者保護の制度である。」^(注57)との主張によって、採用されなかった。

存置論にも二種、すなわち、現行法通りとする考え方と、イギリスの連合意匠にもとづく考え方^(注58)とがあったが、「イギリスの連合意匠がいかなる物品についてもとれるのは、イギリスの意匠、即ち形状、模様といったモチーフ自体が意匠の保護すべきものであるという考え方にもとづいているので、改正にあたってはこの建前をとらぬ限り採用できない。よって存置の場合には現行法制上不明確な点を改めるにとどめ、むしろ類別にしばられずに類似物品の幅を運用によって今後拡大してゆくという方向に向うべきであろう。」^(注59)とされ、「(1) 類似意匠のみに類似し、原意匠に類似しないものは、類似意匠として登録しない。(2) 原意匠が無効になったときは、類似意匠の登録は無効にする。」ことが答申された。

初期の法案^(注60)の段階では、類似意匠の規定（第10条）は次のとおりであった。

第11条^(注61)

意匠権者は、第三条ただし書及び前条の規定にかかわらず、自己の登録意匠のみに類似する意匠（以下「類似意匠」という。）について意匠登録を受けることができる。

2. 前項の規定により意匠登録を受けた類似意匠のみに類似する意匠については、同項の規定を適用しない。
3. (省略)^(注62)

旧法との比較においては、条文構成上独立した規定とし、内容ではその例外的取扱いにつき、「第3条ただし書及び前条の規定にかかわらず」と新規性のほか先願（第9条）との関係を明記した点に特色が認められる。法制局審議で、この先願との関係は、「類似意匠の出願については、一般的には

^(注57) 「工業所有権制度改正審議会意匠関係資料昭和26年1月16日～昭和31年11月19日」中『意匠法改正要綱案』（工業所有権参考資料センター図書番号38）

^(注58) 同上掲

^(注59) 工業所有権改正審議会答申説明書61頁では英国の連合意匠について次のように説明している。

「英国意匠法においては第4条において、登録意匠の所有者は、その意匠を他の物品に関して、登録する場合、またはその意匠の同一性に実質的に影響を及ぼさない程度の修正を施した意匠を同一または他の物品について登録する場合には、先登録の故に拒絶されない旨を規定しており、この制度を連合意匠（アソシエーテッド・デザイン）の制度と呼んでいる。この追加登録意匠は、原意匠と同じ存続期間を有することになっている。」

^(注60) 昭和33年2月1日意匠法案（第四読会）特許庁〔荒玉文庫〕

^(注61) この段階では第11条であった。

^(注62) 第1項の規定により類似意匠について意匠登録を受けたときは、その類似意匠の意匠権は、その意匠登録を受けた時から第6条の願書に記載されたその類似意匠が類似する最先に意匠登録を受けた意匠（以下「原意匠」という。）の意匠権と合体する。

後願として拒絶されるが、意匠権者からの出願があったときは登録されるので前条の適用は排除した。」と説明している。しかし、原案だと「非類似意匠が類似意匠として出願されたとき拒絶することができないため、これらの文言を別項に起こし、

第10条 ^(注63)

意匠権者は、自己の許可意匠のみに類似する意匠（以下「類似意匠」という。）について類似意匠許可を受けることができる。

2. 類似意匠の意匠許可出願については、第三条第一項第四号及び前条の規定は、適用しない。
3. 第一項の規定により意匠許可を受けた類似意匠のみに類似する意匠については、同項の規定は適用しない。

と規定することにした。しかし、この原案だと、「類似意匠の出願人と他人の出願が競合したとき、協議せず許可を受けることができるようによめる」ことから、結局この第2項については、類似意匠と本意匠との関係であり、このことは第1項から解せられる、として削除し、旧法同様に解釈にまかせることになった。又、第1項の「のみ」については、「類似意匠の許可出願について3条、5条、9条の規定の適用があるとすれば必要ないのではないか」という意見も出されたが、「逆にのみをおとすと特別規定として他の許可要件にかかわらず許可を受けることができるようによめる」としてこれを残すことにした。^(注64)

9 存続期間を設定の日から15年とした（第21条）

旧法は、設定の日から10年であった。

「意匠権の時間的効力を強化すること」との要望^(注65)を受け、存続期間に関するものは、その起算日の問題とともども、改正審議の主要なテーマであった。

存続期間については、主に四つの立場、すなわち（1）意匠には短期の流行を狙うものと永年使用で商標的機能をもつものがあり存続期間もこれに応じて分け、商標のように更新を認めるべきである、（2）実用新案的なものが不当に長く保護されるのを防ぐべきである、（3）現行法の10年では著作権が30年から50年に延長されようとしている時にバランス上短かすぎる、（4）意匠の国際的な性格からみて諸外国の意匠権の標準に迄長くしてはどうか、との意見があり、それぞれの立場から、15年

^(注63) 昭和33年4月15日意匠法案（第五読会）特許庁〔荒玉文庫〕

^(注64) 法制局最終読会

^(注65) 意匠法改正要綱大綱

とするもの、7年とするもの、更新制を採用するものと種々の案^(注66)が提示され、結局、起算日を出願日とする当初よりの案は最終的には採用されなかったが、存続期間は、設定の日から15年に延長され「意匠と申しますと、着物の模様でございますとか、その他非常に流行を追って転々と変ります寿命の短い意匠が一面ございますが、同時に他方におきまして、非常に長く続く意匠もあるわけでございます、従来は10年でありましたが、産業界の要望やらあるいは外国の立法例なんかを考えましても、著作権に似たような場合もあり、あるいは商標権に似たような機能を発揮するような意匠の場合もございますので、そういう事情を考えまして、今後これを15年と改正したわけでございます」^(注67)と説明されている。

10 権利侵害に関する規定（第37条ないし第41条）を整備、拡充した

旧法（大正10年法）においては、権利侵害があった場合の民事上の救済に関しては、第28条第2項^(注68)に侵害者に損害賠償責任があることを前提としている規定がある程度で専ら一般法としての民法の規定の救済措置が講じられていたのであるが、新法において他の三法ともども、工業所有権の特殊性にかんがみ、民法の特別規定として新しい規定を設けた。

11 意匠権の効力（第23条）に関する規定を明確化した

「意匠権の効力」について意匠権者は業として「登録意匠及びこれに類似する意匠」の実施をする権利を専有すると規定した。

初期の法案の段階では願書の登録請求の範囲に記載された意匠に係る物品に関する権利を専有するとのみ規定されていて、類似意匠については触れられていなかったが、途中から「類似する意匠の実施をする権利」も専有することとなった。

これによって意匠権者は、登録意匠について類似意匠登録の有無にかかわらず、これに類似する意匠範囲までを意匠権の効力として独占的に実施できることが明確になった。

^(注66) 特許部会第124回議事録

「意匠権の存続期間（第124回）

第一案 原案通りとする。存続期間を一律に15年とする。

第二案 意匠にして商標的機能を持つに至ったものを保護する。

（イ）存続期間を七年とする。

（ロ）存続期間満了後、登録意匠が本邦内において広く認識せられその登録意匠にかかる商品を表示するに至ったときは更に七年間の更新を認める。

第三案 商標的機能を持つに至った意匠で実用新案法との権衡において技術活動を阻害する虞がないものについて保護を与える。

（イ）存続期間は七年とする。

（ロ）存続期間の更新を一回認める。但し次の条件による。

意匠権の存続期間満了したときは、その登録意匠が本邦内において広く認識されその登録意匠にかかる商品を表示するに至ったときは一回に限り存続期間を更新する。但しその意匠が主として技術的效果を有しかつその技術的效果を達成するため、の唯一の手段となる形状に関するものであるときはこの限りでない。

第四案 意匠について実用新案法との権衡上技術活動を阻害する虞がないものについて保護を与える。

（イ）存続期間を七年とする。

（ロ）存続期間の更新を一回認める。但しその意匠が主として技術的效果を有し、且つその技術的效果を達成するための唯一の手段となる形状に関するものであるときは更新しない。

第五案 意匠法と実用新案法の保護法域を明確に分つてゆくことによって主として実用新案的なものが意匠登録をうけることを防ぐ。

（イ）存続期間は15年とする。但し第一条に次の如き趣旨の但書を置く。但し主として技術的效果を有し、かつその技術的效果を達成するための唯一の手段となるべき形状に関する意匠は登録をうけることができない。」

^(注67) 『第31回国会参議院商工委員会議事録』第8号（昭和34年2月11日）6頁

^(注68) 大正10年意匠法

第二十八條 第二十六條第一項ニ掲クル行爲ヲ組成シタル物又ハ其ノ行爲ヨリ生シタル物ニシテ刑法第十九條ノ規定ニ依リ没収スルコトヲ得ヘキモノニ付判決言渡前被害者ノ請求アリタルトキハ其ノ物ヲ没収シ之ヲ被害者ニ交付スルノ言渡ヲ爲スヘシ被害者ハ前項ノ規定ニ依ル物ノ交付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ物ノ償額ヲ超過スル損害ノ額ニ限り賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得

旧法では、意匠権の効力の範囲についての考え方は、大きく分けて2説存在していた。ひとつは、独占的排他的効力とその周辺に禁止的効力を有する2重構造とした考え方であって、独占的排他的効力は第8条で「其ノ登録意匠」と規定しているとおり、登録意匠と同一性を保った意匠の範囲がこれにあたりとし、禁止的効力は第26条で規定しているように類似する意匠までを含むとする考え方である。^(注69) もうひとつの考え方は、無体財産権は不正競争の防止を目的とするものであるから、その権利の効力が類似の意匠に及ぶことは当然であるとする考え方である。^(注70) いずれにしても、本規定により、はじめて意匠権の効力は登録意匠及びこれに類似する意匠までを含むことが明定された。

以上が昭和34年の意匠法の主な内容であるが、審議会答申にあったが新法に盛り込まれなかったもののうち主なものを以下にのべる。

① 意匠権の効力の発生時期を出願日からとすること

「特許権や実用新案権は、現行法では出願公告と同時に効力を生ずることになっているが、意匠の場合には、登録以前の出願に対しては救済の方法がまったくない。しかし、意匠は流行によって左右されることが多く、考案後ただちに販売して短期間のうちに利益をあげなければならない場合があり、また意匠は外面的なもので極めて模倣されやすいものなので、登録前に仮保護を与える必要性は、特許や実用新案に比べて、却ってはるかに大きいといえる。」^(注71) との理由から出願と同時に権利の効力を与えることとし、しかし訴権は登録されるまで行使できない旨の規定を置くように答申され、初期の法案の段階では規定されていたが、その出願が放棄、取下げ、無効、若しくは拒絶になったときは、意匠権は初めから発生しないものとみなすことからの議論が多かった。

「本案の如くすれば、或者から意匠の出願を為したるの故を以て権利侵害の通告を為したる場合、これを受けた者の立場を考えなければならぬ。寧ろ出願と同時に無審査にて公告することを考えたがそれでは、我工業所有権制度を複雑にする。よって現行法の通り意匠権もまた登録をよって権利が発生するという原則を維持すべし」というような意見から出願時からの権利発生という案は削除となった。

② 意匠考案の特徴の記載

大正10年法においては意匠法施行規制第1条で「登録請求ノ範囲」の記載を規定していたが、実際には「図面のとおりの〔・・・〕形状、模様、色彩の結合」という表現がとられていて、どこに意匠考案の特徴があるか分からず、ねらった権利が十分に保護されていないという問題があったため審議会答申は英国意匠法・米国の運用を参考にして意匠の特徴を願書に明記させることを答申した。

これを受けて初期の法案の段階では、出願に際して願書に記載する事項の第5に「意匠登録請求の範囲」が挙げられていて、特許・実用新案と同様、意匠権の範囲は願書に記載した請求の範囲に基づいて定められていた。しかしこの項は結局不採用となった。

^(注69) 専優美編著『学説判決工業所有権法総覧』帝国地方行政学会 1017頁
昭和32年10月10日山形地裁判決（『判例時報』第133号第3682頁）参照

^(注70) 飯塚半衛『無体財産法論』237頁

^(注71) 特許庁編『工業所有権制度改正審議会答申案説明書』（発明協会、1957年）66頁

第8節 意匠法と関連した動き ― 輸出品デザイン法の制定

1 輸出品デザイン法制定の背景

輸出品デザイン法は、輸出商品について海外デザイン盗用による国際信用の下落と、国内業者相互間のデザイン盗用による輸出の混乱に対処するため「工業所有権法と輸出関係の法令を縫って行くような形」^(注72)で制定された。

このような法制を有する国はこれまでになく、我が国のデザインのあり方が国際的に厳しく問われた結果といえる。すなわち、輸出品のデザイン盗用の態様は、仕向け国における工業所有権を侵害するうえに、国際的な商業道徳上尊重されるべき権利を侵害するという不正競争に該当するもので、当時の我が国のデザイン界の後進性を示すものであった。^(注73)

2 輸出品デザイン法の目的

第31回国会に提出された「輸出品デザイン法案（内閣提出）に関する報告書」^(注74)によると、輸出品デザイン法の要旨及び目的は次のとおりである。

「わが国の輸出品がしばしば外国デザインの模倣を行うため、海外から苦情の申し入れが頻々とあり、また、国内輸出業者相互間でもデザインの模倣を行って過当競争の状態をひき起している。このような事態が続くならば、わが国輸出貿易に著しい悪影響を及ぼすものと考えられる。これに対処する策としては、現在意匠法等の工業所有権制度及び輸出入取引法による意匠協定等があるが、輸出品デザインの保全については、必ずしも充分でないので新たに強固な制度を確立しようとするのが本案の目的である」

すなわち、輸出品のデザイン紛争の要因は、海外デザイン（意匠）の模倣とともに、国内でのデザイン（意匠権）の侵害や不正競争行為によるものである。特に中小企業の製品について深刻な事態となっていて、もはや放置することができない状態である。これに対処する意匠法など工業所有権関係法令はいずれも私的な権利保護を目的とし、当事者間の裁判によって権利の保全をするもので、輸出秩序の維持というような公法的な規制を行うための法律としては適さないものである。輸出貿易管理令、輸出入取引法などの法令もあるが、これらはいずれも権利侵害の事後的処理で、輸出取引における当面の規制には不十分である。輸出入取引法には協定による解決が予定されており、これは最も有効な方法といえるが、それには業者の申合わせの成立があり強制できない。これらのことから次善の方法として、意匠協定が行われない輸出品について政府で措置を講じようというものである。^(注75)

3 輸出品デザイン法の内容

輸出品デザイン法は、昭和34年3月27日国会において可決成立し、同年4月6日公布されたが、その主な内容は次のとおりである。

- ① 輸出貿易デザインの模倣を防止することが特に必要である貨物であつて、輸出入取引法に基づく協定等ではその目的達成が困難であるものを、政令によって「特定貨物」に指定する。

^(注72) 『A I P P I』（第4巻第7号、1959年）5頁

^(注73) 当時のデザイン模倣の実体については、高田忠『デザイン盗用』（日本発明新聞社、1959年）を参照。

^(注74) 「輸出品デザイン法案（内閣提出）に関する報告書」（『官報』号外昭和34年5月2日衆議院会議録追録）40頁

^(注75) 『第31回国会参議院商工委員会会議録』第22号（昭和34年3月25日）8頁

- ② 特定貨物を輸出しようとする者は、デザイン及び商標について認定機関の認定を受けなければならない。
- ③ 国内で特定貨物の製造、加工、集荷、販売又は輸出の事業を営む者は、認定機関に申請して、デザインについて登録を受けることができる。
- ④ 認定機関は、一定の指定基準により通商産業大臣が指定することとし、業務その他について監督を行うとともに、国が援助を行う。^(注76)

4 意匠法との関係

輸出品デザイン法による認定登録と意匠法との関係については特許庁における意匠登録が優先するとの考え方にたっているが、^(注77) 国会においても質問がなされ、次のように説明された。^(注78)

デザイン法による特定貨物につき特許庁で意匠登録があった場合は必ず連絡をとる（公報の送付等）。また認定機関の方で登録^(注79)したデザインは必ず特許庁へ連絡をとるというように常時緊密な連絡をとり、認定機関の審査機能について十分そごのないようにしたい。現在の特許庁の機能が迅速であればこれが一番よいが、一つの意匠を登録するのに現在六、七か月かかっておりこれでは間に合わない。一方輸出の方の問題は急速に進決しなければならないというような事情で、特許庁と認定機関とは連絡を密にし、なるべく早く実行すると同時にその早い実行を誤りないように期していきたい。

^(注76) 同上書 40 頁

^(注77) 輸出品デザイン法研究会編『輸出品デザイン法』（新日本法規出版、1960 年）3 頁

^(注78) 『第 31 回国会参議院商工委員会会議録』第 23 号（昭和 34 年 3 月 26 日）8 頁

^(注79) 「本法による登録については、一種の輸出秩序の維持を目的としたもので、登録といっても認定のための記録にすぎないもので権利設定を意味するものではなく、意匠法等の財産権と根本的に違う点であり、輸出上の行政処分にすぎないものである」（同上書 5 頁）